

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

食育基本法^(注¹)（平成17年7月施行）は、「食育^(注²)に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること」を目的としています。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加等の問題に加え、「食」の安全上の問題や「食」に関する情報が氾濫する中で自ら「食」のあり方を学ぶことが求められています。

栗原市では、食育に関する事業の実施状況や成果を検証し、必要な見直しを行い、平成30年3月「第3期栗原市食育推進計画」（以下「第3期計画」という。）を策定しました。第3期計画では食育の基本である市民（個人・家庭）が主役となり、関係機関や団体が連携を図りながら食育を推進し、健康寿命^(注³)の延伸に向けた取り組みを明記しました。しかしながら、栗原市の全年代で肥満者の割合が高く、働き盛り世代では糖尿病に関する検査項目（HbA1c）の要指導者や受診勧奨者の割合が年々増加傾向であり、メタボリックシンドローム^(注⁴)該当者予備群も増加しています。また、健康意識が高い人ほど食や健康に対する関心が高まり、健康づくりの取り組みに積極的になりやすい一方で、仕事や子育てが忙しい働き盛り世代では、食に関する知識はあるものの行動変容に結びつかない現状や無関心など、取り組みに消極的な傾向があります。これらのことから、一人ひとりの生活スタイルに合わせた食や健康づくりに対する個人の意識向上と実践が課題となっています。

現在のコロナ禍においては「新しい生活様式」^(注⁵)を日常生活に取り入れることで、一人ひとりが行う感染予防対策や日頃からの健康管理の重要性を再認識する機会となり、生活スタイルに大きな影響を及ぼしています。

さらに栗原市は、米や野菜等の豊かな食材に恵まれ、地域に根付いた「くりはらの食」^(注⁶)がありますが、若い世代への継承が薄れつつあります。

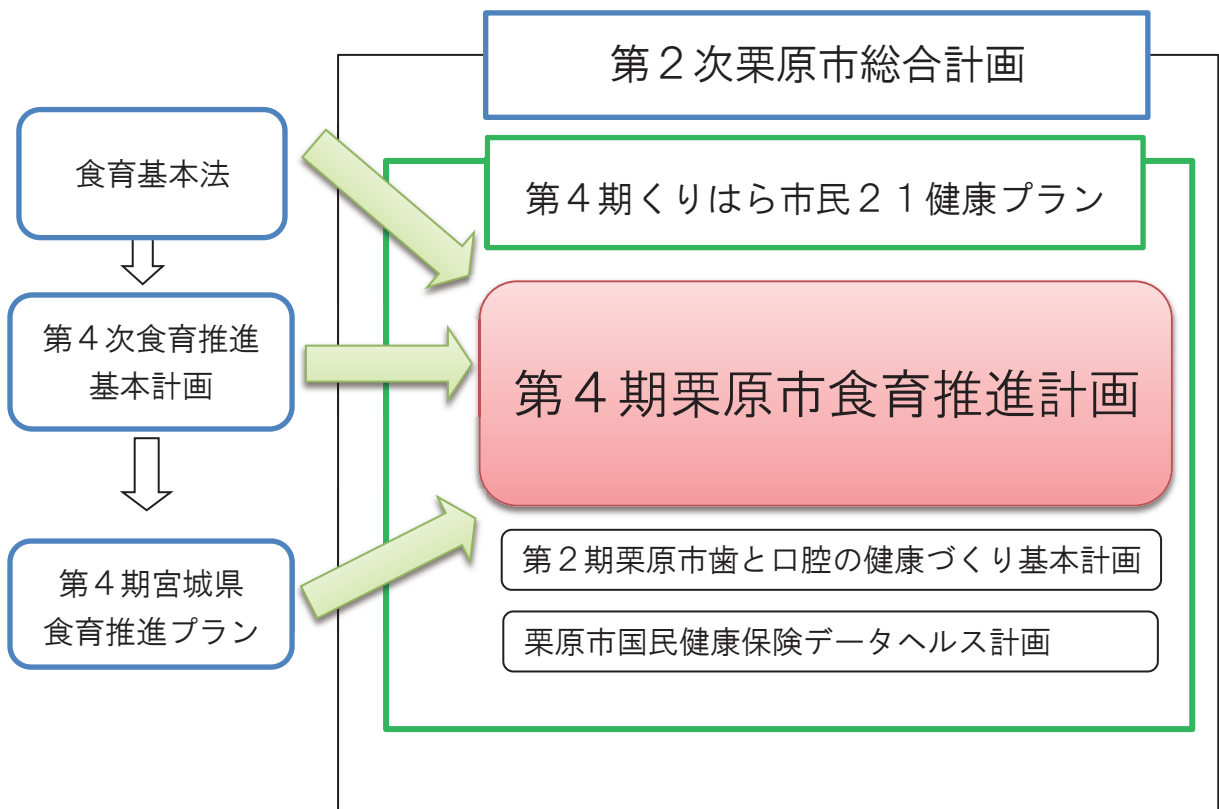
このような状況の下、第3期計画の取り組みや推進状況、及び国の「第4次食育推進基本計画」並びに県の「第4期宮城県食育推進プラン」を踏まえて「第4期栗原市食育推進計画」（以下「第4期計画」という。）を策定しました。

※（注）用語解説は47ページ以降に掲載しております。

2 計画の位置づけ

第4期計画は、食育基本法第18条に基づく計画として位置づけ、栗原市の食育推進についての基本的な考え方を示すものです。

その実施にあたっては「第2次栗原市総合計画」、「第4期くりはら市民21健康プラン」などの各種計画や指針等との整合性を図りながら、栗原市の食育推進の目指すべき目標を掲げて、総合的かつ計画的に推進していくものです。



3 計画の期間

第4期計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
本計画	→					見直し	
次期計画					策定	→	

4 計画の策定体制

計画の策定体制は下記のとおりです。

(1) 第4期栗原市食育推進計画策定ワーキング会議

宮城県北部保健福祉事務所及び庁内の栄養士10人から構成されるワーキング会議で、第3期計画の目標達成状況の確認及び課題の分析、第4期計画の方針について協議を行いました。

(2) 第4期栗原市食育推進計画策定検討作業部会

庁内各関係機関の食育推進を中心とした担当者15人から構成される栗原市食育推進庁内担当者会議において、ワーキング会議で作成した第4期栗原市食育推進計画(案)について協議を行いました。

(3) 栗原市食育推進委員会(栗原市食育推進計画策定委員会)

保健医療関係者、食や栄養に関する地区団体、産業・農業関係団体、地域ボランティア機関、学校、保護者等の代表21人から構成される栗原市食育推進委員会において、栗原市食育推進計画策定検討作業部会での協議内容を報告し、第4期計画へ盛り込むべき内容や方針について御協議いただきました。

(4) 栗原市健康づくり推進協議会

保健医療関係者、地域、学校等の代表19人から構成される栗原市健康づくり推進協議会へ、栗原市食育推進委員会で作成された内容を報告し、御意見をいただきました。